

# 特別養護老人ホーム老福荘 入所判定指針

老福荘入所判定委員会  
平成21年4月1日策定

## 1 (目的)

この指針は、県の指針に基づき指定介護老人福祉施設老福荘(特別養護老人ホーム老福荘(以下「施設」という。))における入所の取り扱いに関する基準を明らかにすることにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の合理的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

## 2 (入所の対象となる者)

入所の対象となる者は、要介護1～5と認定された者とする。

## 3 (入所の申し込み)

### (1) 申込方法

入所の申込は、当該施設備え付けの入所申込書(別紙1)に被保険者証(写)、直近三カ月のサービス利用票(写)、サービス利用票別表(写)、介護支援専門員意見書(別紙2)を添付の上、当該施設へ申し込むものとする。

申込者は、申込事項に変更等が生じた場合は、入所申込事項の変更申し出を行うものとする。

直近三カ月のサービス利用票等(写)がない場合には、その状況について申込者から説明を受けるものとする。

担当介護支援専門員がいない場合は、申込を受けた施設の介護支援専門員又は、入所希望者の状況を把握した医師または師長などが意見書を作成するものとする。

### (2) 更新の申込み

すでに入所順位表に登載されている者については、本指針施行後施設で定めた時期において、1年毎に更新の申込を行うものとする。

更新の申込みは、当初の申込みと同様の手続きとする。

### (3) 入所受付簿の整備

施設が、入所申込書及び変更の申し出を受理した場合は、入所受付簿にその内容を記録して管理しなければならない。

申込者から入所辞退の申し出や除外等の事由が生じた場合は、入所受付簿から削除するものとする。

## 4 (入所判定委員会)

(1) 当施設は、入所の決定に係わる事務を処理するために、合議制による入所判定委員会(以下委員会という。)を設置する。

(2) 当委員会は、(原則として)生活相談員(以下「委員長」という。)、事務職員、管理栄養士、機能訓練指導員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。  
なお、委員会には施設職員以外の第三者を加える。

(3) 委員会は、委員長が招集し、利用者の変動に合わせその都度開催する。

(4) 委員会は、入所順位表の調整を行う。

(5) 委員会は、審議の内容を開催の都度記録し、これを2年間保管する。

## 5 (入所順位表の調整)

### (1) 調整方法

入所順位表は入所受付簿を基に調整する。入所順位表の順位は、入所申込者に対して別表に定める入所申込者評価基準に基づく評点及び施設独自の評価項目による評点を加算し点数の高い順に優先順位を定める。

なお、必要に応じて個別評価事項について配慮し、修正を加える。また、順位が同一の場合は、初回申込日が早い者を上位とする。

また、入院後3ヶ月以内の自主退所者で、再入所を希望する場合、入所順位を最上位とする。但し、複数の退所者がいる場合は、退所日付の早い入所希望者を入所順位上位とする。

### (2) 個別評価事項は以下のとおりとする。

性別(部屋単位の男女別構成を考慮する)

その他、特別に配慮しなければならない個別の事情(現に医療機関等に入院(所)している者で、当該施設から退院(所)を求められている者の取り扱いを含む)

### (3) 施設独自の評価項目による加算

別紙 3による

## 6 (特別な事由による入所)

次に掲げるいずれかの場合においては、委員会の審議によらず委員長を含む少人数開催の合議により入所を決定することができ、次回の委員会で報告するものとする。

災害や事件・事故等により委員会を招集する余裕がないとき。

老人福祉法第11条(第1項二)に規定する措置委託による場合。

## 7 (入所辞退の取り扱い)

委員長が入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により入所辞退があった場合には、入所が必要になった時点で再度入所申込をするものとする。

## 8 (指針の適正な運用について)

(1) 当施設は、この指針に基づき、適正に入所決定を行うものとする。

(2) 県及び市町村等は、この指針の適正な運用について、施設等に対し必要な助言を行うことができる。

(3) 施設は、入所希望者等関係者に対して、本指針の内容について適切に説明するとともに、その運用に対して入所希望者や家族等から説明を求められた場合には、適切に対応出来るよう、責任者或いは窓口を明確にしておくものとする。

(4) 施設は、この指針の施行の際、既に各施設へ入所申込みを行っている者に対し、この指針の周知及び再度入所の申込みを行うことを勧奨するものとする。

## 9 (指針の公表について)

この指針は公表するものとする。尚、施設内及びホームページ等の活用により、広く周知に努めるものとする。

## 10 (守秘義務について)

この指針の運用に関わる者(入所検討委員会の第三者委員も含む)は、入所申込者について知り得た個人情報について守秘義務を負うものとする。

尚、この守秘義務は、退職等によって本指針の運用に関わることがなくなった後も引き続き継続するものとする。

## 11 (実施時期)

(1)この指針は平成21年4月1日より施行する。

(2)本指針は、見直す必要が生じた場合は随時委員会で見直しを行うこととする。

## < 老福荘独自の評価項目と評価上の留意事項 >

老福荘入所判定委員会

県の指針に基づく評価基準項目では点数として現れない、家族の状況等を当施設独自に下記評価項目を設ける。

### A 「本人又は家族の希望度」

本人と家族、それぞれの入所に対する希望度を点数化

- ・是非とも今すぐに入所したい・・・10点 本人と家族それぞれ
- ・今すぐではないができるだけ早めに入所したい・・・7点 同上
- ・入所したいが、まだ待つことは出来る・・・1点 同上
- 本人の意思が確認できない場合は、加点しない・・・0点

### B 「障害を持つ同居者」

県の評価基準項目4にある、「他の要介護者による評価の調整」に該当しない、身体障害者が同居者にいる場合に、その障害レベルに応じて加点する。

- ・重度の障害者(寝たきり、全介助状態)がいる・・・10点
- ・中度の障害者(身の回りの事は一部介助でできるが、一人にできない)がいる・・・5点
- ・軽度の障害者(一部見守りが必要だが、一人で自宅にいる事ができる)がいる・・・3点

### C 「本人と主介護者の血縁関係」(主介護者の情報)

主たる介護者が妻・夫・子供以外である場合に加点する。

- ・本人との関係が三親等以上、又は 他人[血縁関係なし]の場合・・・10点
- ・本人との関係が三親等の場合(甥・姪、伯父叔母、曾孫)・・・5点
- ・本人との関係が二親等の場合(兄弟姉妹、孫)・・・3点

### D 「施設への適応度」

本人又は家族が入所に対する強い希望や、高得点になり得る状況であった場合に、施設側または病院(主治医)からの退院(退所)許可がないといった状況によっては、施設独自の項目によって加点された点数分のみを減点して調整する。

また、当施設的环境や条件にその時点で不適応な要因がある場合も同じ処理を行う。いずれも減点した理由や、減点に至った要因を明確に記載しなければならない。